

国官会第3186-2号
国地契第91号
国北予第36号
平成24年3月19日

最終改正 令和6年12月20日 国官会第17241号
国北予第19号

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿
国 土 地 理 院 長 殿

国土交通省大臣官房長

入札保証金の取扱いに関する試行について

入札保証金については、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の4及び「競争契約入札心得」（平成24年3月19日付け国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号）第3条等に規定されているところであるが、これまで予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第77条第2号に規定する場合（第72項第1項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。）に該当するものとして、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところである。

しかしながら、平成18年5月23日に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、一般競争入札方式の拡大のための条件整備として、入札ボンドの活用が位置付けられたところである。

また、入札ボンド制度導入の検討に当たっての参考として、総合政策局長から、「入札ボンド制度の導入について（通知）」（平成18年9月8日付け国総入企第29号）により、実施要領（案）が示され、導入に当たっては、会計法第29条の4に規定する入札保証制度の体系を活用することとされたところである。

これらを踏まえ、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。以下「工事」という。）においては、一律に入札保証金の全部を納めさせないこととしてきたこれまでの運用を改め、一部の事業について入札保証金を納めさせることを試行することとした。

このため、入札保証金の取扱いに関する手続き等を別に定めるとともに、当面、下記の各事項及び別に定めるところにより、入札保証金の取扱いについて試行することとし、今後、実施状況を踏まえながら所要の改善等を図っていくこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、本手続と異なる方法により試行する場合には、事前に本省関係課に協議されたい。

なお、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成18年10月16日付け国官会第1032号、国地契第65号）は廃止する。ただし平成24年3月31日までに入札手続を開始した工事については、なお従前の例とする。

記

1 入札保証金の取扱い

入札保証金については、従来の運用においては、予決令第77条第2号に規定する場合に該当するものとして、入札参加者に対し、その全部を納めさせないこととしてきたところであるが、下記2の対象事業については、会計法第29条の4第1項の規定に基づき、原則として、入札保証金を納めさせることとし、国債（利付国債をいう。以下同じ。）又は銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。以下同じ。）の保証の提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、入札参加者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときについては、予決令第77条第1号に該当するものとして、入札保証金の全部を納めさせないこととする。また、当分の間、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）（以下「金融機関等」という。）による契約保証の予約を受け、契約保証予約証書を提出した場合については、予決令第77条第2号の運用として、入札保証金の全部を納めさせないこととする。

2 対象事業

上記1の入札保証金の取扱いの対象とする事業は、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3に定める工事種別のうち、一般土木工事及び建築工事については1件につき予定価格が3億4,000万円以上の工事、その他の工事種別については1件につき予定価格が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記1に定める額をいう。）以上の工事とするものとする。

3 手続

対象事業に係る手続については、会計法令をはじめ「一般競争入札方式の手続について」（令和5年12月27日付け国会公契第22号、国官技第272号、国営計第130号）、「競争入札心得」等によるほか、下記4及び別に定めるところにより行うこととする。

4 「一般競争入札方式の手続について」等の適用について

上記2の対象事業については、入札保証金及び契約保証金について、次の規定を適用する。

- ① 入札保証金は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができ、入札保証保険契約の締結を行った場合又は銀行若しくは契約担当官等が確実と認める金融機関等による契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除するものとする。
- ② 入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は金融機関等の契約保証の予約を含む。以下同じ。）に係る書類（以下「書類」という。）の提出期間は、原則として、競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から入札保証金の納付に代わる担保としての国債については、入札書の提出期限の日までに振替手続きが完了するのを考慮した期日、それ以外については入札書の提出期限の日までとする。
- ③ 書類の提出先は、総務部契約課、北海道開発局内担当課とするものとする。
- ④ 書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により行うものとする。
- ⑤ 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象でない工事において、入札参加者が金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除されていた場合（書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。）であって、当該入札参加者に対し予決令第86条第1項に定

める調査を実施することとなった場合、契約担当官等は、当該入札参加者に対し速やかに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を求めることとし、落札決定の日までで契約担当官等が定める日までに、所定の資料の提出を求めることとする。

- ⑥ 期限までに入札保証金の納付等を行わない者又は書類を提出しない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とするものとする。
- ⑦ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ⑧ ①から④までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする〔別添1において標準入札公告例を示す。〕。
- ⑨ ①から⑦までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする〔別添2において標準入札説明書例を示す。〕。

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 北海道開発局においては、一元的な事業実施に係る契約制度の運営の観点から、北海道局予算課へ事前に報告の上、本則と異なる取扱いを行うことを妨げないものとする。

(別添1) 標準入札公告例

○ 入札手続等

(○) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

○年○月○日から○年○月○日まで（利付国債の提供の場合は○年○月○日まで） 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方整備局総務部契約課○○係 電話○○○○-○○-○○○○ 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

○ その他

(○) 入札保証金及び契約保証金

○ 入札保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 ○○地方整備局、北海道開発局）又は銀行等の保証（取扱官庁 ○○地方整備局、北海道開発局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

(別添2) 標準入札説明書例

○. 入札保証金及び契約保証金

(○) ① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 ○○地方整備局、北海道開発局）又は銀行等の保証（取扱官庁 ○○地方整備局、北海道開発局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とし、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。）以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の

10[政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用対象工事については、100分の30]に満たない者は、入札に関する条件に違反したものであるとして、その入札を無効とする。なお、利付国債の提供の場合は担保の提供が完了するまでには、振替手続き等相応の日数を要するため、予め取引先の銀行・証券会社等に相談のうえ、期限から十分余裕を持って手続きすること。

イ）提出期間：○年○月○日（ ）から○年○月○日（ ）（利付国債の提供の場合は○年○月○日（ ））までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前○時から午後○時まで。

ロ）提出場所：〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方整備局総務部契約課○○係 電話○○○○-○○-○○○○

ハ）提出方法：書類の提出は、持参し、郵送し（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）ことにより行うものとする。

ニ）保証期間：○年○月○日（ ）まで[落札者決定の日から7日を経過した日以降の日で契約担当官等が指定する日を記載する。]

ホ）その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- ② 予算決算及び会計令第86条第1項に定める調査を実施する場合の増額変更の取扱いについて金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者（書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る）であって、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第86条第1項に定める調査の対象となった者は、別途定める期限までに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行うこと。なお期限までに増額変更を行わなかった場合には、入札に関する条件に違反したものであるとして、その入札を無効とする。[政府調達に関する協定の適用対象工事の場合には記載しない。]